

㊟議会の議決前であるため取扱いに御注意ください。

国民健康保険税率等の改定について

1 改定理由

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、県の示す標準保険料率等の算定を踏まえた課税額の改定等を行うもの。

2 令和7年度の国民健康保険税について（改定内容：裏面のとおり）

(1) 所得割率及び均等割額

令和4年度から愛知県から提示された標準保険料率に準拠しており、令和7年度も標準保険料率に準拠するもの。

(2) 課税限度額

地方税法等が令和7年3月末頃に改正される見込みのため、課税限度額については、現行の限度額106万円から109万円に引き上げ予定。

3 今後の予定

令和7年3月 3月議会で条例改正を提案

令和7年4月～5月 広報、ホームページ等により周知

4 施行期日

令和7年4月1日

（令和7年度国民健康保険税納税通知書は7月1日に賦課決定し、7月中旬発送予定）

令和7年度改定内容

区 分	税率等	現行税率等 (6年度) (A)	改定案 (7年度) (B)	現行税率と 等額の 差額 (B - A)	(参考) 令和7年度 標準保険料率・ 法定限度額
医療給付費	限度額	65万円	66万円	1万円	※66万円
	所得割率	8.10%	7.98%	△0.12ポイント	7.98%
	均等割額	45,300円	46,800円	1,500円	46,799円
後期高齢者 支援金等	限度額	24万円	26万円	2万円	※26万円
	所得割率	3.54%	3.34%	△0.20ポイント	3.34%
	均等割額	10,200円	11,100円	900円	11,132円
介護納付金 (40歳～64歳)	限度額	17万円	17万円	—	17万円
	所得割率	2.76%	2.67%	△0.09ポイント	2.67%
	均等割額	11,800円	13,300円	1,500円	13,305円
限度額合計		106万円	109万円	3万円	109万円

※令和7年度医療給付費及び後期高齢者支援金等の法定限度額については、地方税法等の一部改正が行われた場合の値です。

※均等割額については、県の示す標準保険料率から100円未満を四捨五入します。